

## 事務所通信



令和2年8月号 (広告)  
2020年8月1日発行  
三宅税理士法人  
代表社員 三宅 孝治  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第159号  
発行担当者：宮田 裕子

新型コロナウイルス感染症拡大により新しい生活様式でのマスク着用が日常になりつつあります。感染対策にマスクは欠かせないものとなりましたが、高温多湿の環境下でのマスク着用は熱中症のリスクが高まるなど身体に負担がかかる場合もあります。喉が渇いていなくても定期的に水分補給をする、人との距離を確保できる場所ではマスクをはずして休憩するなど、熱中症にも気を付けたいものです。

## 役員給与

### 【定期同額給与】

役員給与には損金の額に算入されるものと損金の額に算入されないものがあります。役員給与のうち損金の額に算入されるもののひとつが「定期同額給与」です。定期同額給与にはいくつかの要件があり、要件を満たさない場合には定期同額給与にはあらず、損金の額に算入することができません。

では定期同額給与の要件にはどのようなものがあるのでしょうか。定期同額給与の主な要件は次の2つです。

支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの  
定時株主総会で給与の改定がされた場合において、当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の日の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの

上記2点を要約すると“定時株主総会で決定した役員給与について1年間は毎月同額を支給しなければ定期同額給与には該当しない”ということになります。

### 【役員給与の改定】 役員給与の改定についてより詳しくお伝えするために今回は役員賞与について取り上げておりませんのでご了承ください。

ではどのような場合においても定時株主総会以外に役員給与の改定はできないのでしょうか。期中であっても役員給与の改定が認められる場合がありますので、次に期中の改定についてみていきましょう。  
期中で改定が認められるのは次の2つの場合です。

- (a)臨時改定事由・・・役員職制上の地位の変更、その役員職務の内容の重大な変更その他これに類するやむを得ない事情
- (b)業績悪化改定事由・・・経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由

まずは(b)業績悪化改定事由について説明したいと思います。業績悪化改定事由とは財務諸表の数値が相当程度悪化した場合や倒産の危機に瀕した場合だけでなく、経営状況の悪化に伴い、株主、債権者、取引先等の第三者である利害関係者との関係上、役員給与を減額せざるを得ない事情が生じた場合などです。ここからは具体的にどのような場合が業績悪化改定事由に該当するのか説明したいと思います。

### ＜業績悪化改定事由に該当する例＞

#### 【ケース1】

急激な業績の悪化により赤字経営に陥り、従業員に対する賞与について一律カットせざるを得なくなった。このような場合、業績悪化改定事由である「経営の状況が著しく悪化したこと」に該当すると考えられるため役員給与の額は定期同額給与として損金算入が認められます。

#### 【ケース2】

銀行とリスケジュールの協議を行い条件として役員給与の減額が提示された。この場合上記の「第三者である利害関係者との関係上、役員給与を減額せざるを得ない事情」に該当することになり役員給与の額は定期同額給与として損金算入が認められます。

#### 【ケース3】

業績悪化により商品仕入や入札等に影響が生じるため、経営改善計画を策定し組織改革等を実施している。その計画の中に役員給与の減額も含まれている。取引先等の利害関係者からの信用を維持、確保するため、この場合においてもケース2と同様「第三者である利害関係者との関係上、役員給与を減額せざるを得ない事情」に該当することになり役員給与の額は定期同額給与として損金算入が認められます。

### ＜業績悪化改定事由に該当しない例＞

#### 【ケース4】

業績が落ち込み目標利益に達しなかった。利益減少の責任をとるため役員給与を減額した。この場合「経営の状況が著しく悪化したこと」には該当しないため、減額改定後の定期給与の額を超える部分の金額が損金**不算入**となります。

#### 【ケース5】

業績悪化により赤字決算となる可能性が生じたことから利益確保を目的として役員給与を減額した。この場合も「経営の状況が著しく悪化したこと」には該当しないため、減額改定後の定期給与の額を超える部分の金額が損金**不算入**となります。

## < Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：Vision**

今月の開催日は**8月20日(木)**です。

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
8月20日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月7日(金)
9月10日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月4日(金)
10月8日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月2日(金)

**安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。**

## 家賃支援給付金

先月号でご案内した家賃支援給付金について経済産業省より詳細が公表されました

### <支給期間>

2020年7月14日～2021年1月15日 7月14日時点の予定期間

### <申請手続方法>

パソコンやスマートフォンで家賃支援給付金ホームページにアクセスし、WEB上での申請となります

「申請サポート会場」が開設されていますので、WEB上での申請が困難な場合はご利用ください  
**完全予約制**となっていますのでご注意ください

### <必要書類>

- 2019年分の確定申告書別表一の控え
  - 法人事業概況説明書の控え(両面) 個人事業主の方は2019年分の所得税青色申告決算書の控え(両面)
  - 確定申告書別表一の收受日付印 電子申告の場合は受信通知(メール詳細)
  - 申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など
  - 本人確認書類 個人事業主の方のみ(法人で申請する場合は不要)
  - 給付金の振込先の通帳の写し
  - 賃貸借契約書の写し
  - 直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類(下記のいずれかを提出)
    - 銀行取引明細書(振込明細書)
    - 賃貸人(かしぬし)からの領収書
    - 所定の様式による、賃料を支払っている旨の証明書
- 「自己取引」「親族間取引」が給付の対象外となることが公表されましたのでご注意ください  
自己取引：賃貸人(かしぬし)が賃借人(かりぬし)の代表取締役である場合  
賃貸人(かしぬし)が賃借人(かりぬし)の会社法に規定する親会社等・子会社等の関係にある場合  
親族間取引：賃貸人(かしぬし)と賃借人(かりぬし)が夫婦や親子など一親等以内の場合

### ・業績悪化に伴う年2回の改定(定期同額給与に該当)

業績悪化により減額改定を行ったが、期中に更に業績が悪化したため2度目の減額改定を行った。このように同一事業年度内に2回の減額改定が行われたとしても、改定事由が業績悪化改定事由に該当するものであれば定期同額給与として損金算入が認められますが、一時的な資金繰りの悪化などは業績悪化改定事由に該当しないため注意が必要です。

### ・減額改定後の増額改定(定期同額給与に非該当)

業績悪化改定事由により減額改定を行ったのちに業績が回復したため役員給与を元の水準まで戻す増額改定を行った。増額改定は業績悪化改定事由に該当しないため、先に記載した(a)臨時改定事由に該当するかがポイントになります。臨時改定事由の「役員職制上の地位の変更、その役員職務の内容の重大な変更その他これに類するやむを得ない事情」とは例えば社長が退任したことに伴い副社長が社長に就任する場合など役員職務が大幅に変更される場合をいいます。今回の場合は臨時改定事由に該当しないため、増額改定前の定期給与の額を超える部分の金額が損金不算入となります。

### ・減額改定後の増額改定(定期同額給与に該当)

役員が入院したことにより職務の執行ができなくなったため減額改定を行った。しかし期中に退院し職務に復帰したため役員給与を元の水準まで戻す増額改定を行った。入院により職務の執行ができなくなったことは「役員職制上の地位の変更、その役員職務の内容の重大な変更その他これに類するやむを得ない事情」に該当すると考えられます。「やむを得ない事情」は同一事業年度に1回限りとはされていません。したがって退院後、従前と同様の職務の執行が可能となったことにより増額改定を行うことについても「役員職制上の地位の変更、その役員職務の内容の重大な変更その他これに類するやむを得ない事情」に該当すると考えられるため、定期同額給与として損金算入が認められます。

**現状では売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の影響により、減少した売上が回復する見通しが立たない場合などは業績悪化改定事由に該当する旨のFAQが国税庁のHPに示されています。役員給与の改定に関してご不明な点等ございましたら、遠慮なくご連絡いただければと思います。また変更をご検討の場合には事前に必ず弊社までご相談ください。**

## <8月のカレンダー>

11	火	*7月分源泉所得税・住民税の納付期限
20	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
31	月	*6月決算法人の確定申告及び納付期限
		*12月決算法人の中間申告及び納付期限
		*個人事業主の消費税の中間申告及び納付期限(注)
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の3・9月決算法人)

(注)口座振替にされている場合は9/28(月)になります

## 夏季休暇のお知らせ

**8月9日(日)～8月16日(日)**まで、夏季休暇を頂きます。ご迷惑をお掛け致しますが、宜しくお願い致します。



当社は赤い羽根共同募金

寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています